

民間団体が提案する災害支援
<災害支援者を継続的に育成>

全国上下水道コンサルタント協会



専務理事 内田 勉

災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が定められ、取組みのさらなる加速化を図ることとされました。

下水道においても、引き続き、国、地方公共団体、民間企業等が連携しながら、安全・安心の確保のため国土強靱化の推進に努めていくこととされています。

大規模な風水害や地震災害の際には下水道施設も大きく被害を受けることとなり、支援者による災害時支援活動が必要となります。全国上下水道コンサルタント協会(以下、水コン協)は、地震、津波、台風、豪雨などにより上下水道施設に大規模な災害が発生した場合、「災害時の活動などに関する規程」(以下、規程)に基づき、水コン協本部事務局に水コン協広域災害対

策本部を、被災地の水コン協支部事務局に水コン協臨時被災対策本部を設置し、上下水道に係る災害時支援活動を実施することとしています。

震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に災害対策本部が設置され、支援活動として、国や都道府県に設置される災害時支援組織の運営のための要員の派遣などを行います。

また、災害時に迅速かつ円滑な活動ができるよう、規程に基づき災害訓練を毎年実施しています。

水コン協は、迅速な災害時支援の円滑な実施を図るよう、期に災害復旧が図られるよう、にすため、規程に基づき、地方公共団体の要請を受けて災害時支援協定(協定)を締結しています。

協定は地方公共団体の首長、上下水道事業管理者等と締結した協定(一括協定)として

水コン協支部長の間で締結され、水コン協は災害復旧業務に従事する委員会を紹介する役割を担います。

被災した地方公共団体が水コン協委員会に直接災害復旧業務の支援を申請した場合、各社が個別に対応します。一方、水コン協と協定を締結している地方公共団体が水コン協に支援を申請した場合、水コン協支部事務局は

支部委員会に支援の意向調査を行い、支援可能な支部委員会を紹介するとともに、災害復旧業務が円滑に進むよう情報提供を行うこととしています。

現在、水コン協は地方公共団体との協定を締結しています。このうち、北海道、秋田県、東京都、新潟県、福島県、滋賀県、京都府および愛媛県の8都道府県では、都道府県および管内市町村を一括した協定(一括協定)として

ています。一括協定参加市町村を含め、協定対象の地方公共団体数は360となります(令和3年5月時点)。

一括協定では、都道府県が各市町村の被災状況を取りまとめることで、支援体制の構築と市町村間の調整が容易となり、迅速で円滑な災害時支援を行うことが可能となります。

これまで、水コン協の災害時支援活動事例として、令和2年の東日本大震災における下水道施設の被災に際しては、地震規模が大きく被害が広範囲に及んだこともあり、地震発生直後から地方整備局の支援本部に要員を派遣するなど、積極的に支援活動に取り組みました。

協定に基づく支援の事例としては、平成28年の熊本地震の際、下水道施設の被災に際しては、地震発生直後から情報収集し、被災状況を把握し、被災者の大きな被災した。下水道施設も大きく被災しました。下水道施設においてはポンプ場設備の浸水等による機能停止が広範囲にわたって発生し、宮城県、仙台市、宮古市より、協定に基づき上下水道施設に緊急に支援要請があり、水コン協では対応可能な委員会が災害時支援を行いました。

最近では、令和3年2月の最大震度6強を記録した福島県沖地震において、宮城県より協定に基づく支援要請があり、災害時支援を行いました。東北支部より支援業務に当たる委員会を決定し、県南浄化センター、仙塩浄化センターなど5カ所の被災施設について、各担当会社が支援を行いました。

この対策本部は、災害査定を円滑に行うため、支援先の地方公共団体、公益社団法人日本下水道管理協会、支援に当たった会員各社等との間で連絡・調整、災害査定資料の確認・指針をとり、大きな役割を果たしました。令和元年の台風19号にお

いても支援を行いました。令和元年10月に発生した台風19号では各地で上下水道施設も大きく被災しました。下水道施設においてはポンプ場設備の浸水等による機能停止が広範囲にわたって発生し、宮城県、仙台市、宮古市より、協定に基づき上下水道施設に緊急に支援要請があり、水コン協では対応可能な委員会が災害時支援を行いました。

この対策本部は、災害査定を円滑に行うため、支援先の地方公共団体、公益社団法人日本下水道管理協会、支援に当たった会員各社等との間で連絡・調整、災害査定資料の確認・指針をとり、大きな役割を果たしました。令和元年の台風19号にお

ても支援を行いました。令和元年10月に発生した台風19号では各地で上下水道施設も大きく被災しました。下水道施設においてはポンプ場設備の浸水等による機能停止が広範囲にわたって発生し、宮城県、仙台市、宮古市より、協定に基づき上下水道施設に緊急に支援要請があり、水コン協では対応可能な委員会が災害時支援を行いました。

この対策本部は、災害査定を円滑に行うため、支援先の地方公共団体、公益社団法人日本下水道管理協会、支援に当たった会員各社等との間で連絡・調整、災害査定資料の確認・指針をとり、大きな役割を果たしました。令和元年の台風19号にお

■今後の課題など
水コン協では、先述の通り、大規模な災害が発生した場合の活動を迅速かつ円滑に実施するための規程を制定してい

災害支援者を継続的に育成

要領「2018年度版」(以下、要領)および災害時支援の必須書である「災害時マニュアル」を制定しています。今後、これまでの経験を踏まえて、規程、要領、マニュアル等の見直しを図り、改善していただくこととしています。

水コン協では、一連の知識を有する災害時支援者を継続的に育成することが重要と考えており、昨年度もマニュアル等をテキストとして災害時支援者育成講習会を開催して

講習会では、災害査定資料の作成に際して、短期間で作業には下水道台帳システムの活用が不可欠であること、被災状況の説明資料がポイントとなること、復旧方針・方法について県全体で整合を図ることなどを紹介しました。今後も講習会の開催を予定しており、災害時支援者の能力向上を図っていきます。